

新規

雇用調整助成金の受給額の上限が引きあがりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000639422.pdf>

受給額の上限が 一人当たり日額 8,330円→**15,000円** となりました。
解雇等せず雇用の維持に努めた**中小企業への助成率が10/10(100%)**に拡充されました。

上限引き上げに関する追加支給についての手續

- ・支給申請が済んでいるがまだ支給決定されていない事業主
 - ・すでに支給決定された事業主
- ⇒ **⇒ 手続不要です**
- (旧様式で申請書を作成している場合⇒旧様式のまま提出しても大丈夫です。)
- ・支給申請が済んでいるが、追加で休業手当を支給した事業主
- ⇒ 増額後の総額を記載した再申請用の申請書にて**手続が必要**です。

雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000639186.pdf>

申請に必要な様式が変わりました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

制度概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新規

休業手当等を支給した場合の、社会保険算定基礎届の記入方法

「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」が日本年金機構から各事業所に郵送されている時期です。**4～6月に休業手当等の支払がある場合には注意が必要です。**
7月1日時点で、一時帰休の状況が解消しているか否かで算定方法が異なります。

解消していない場合⇒一時帰休による休業手当等が支払われた月のみで算定するのではなく、
通常の給与を受けた月も合わせて算出します。

解消している場合 ⇒4, 5, 6月のうち、休業手当を含まない月を対象とします。

算定基礎届の記入・届出ガイドブック

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202005/0520.files/guide.pdf>

算定基礎届事務手続き動画 (ケース7が該当ケースです)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/santeisetsumei.html>

家賃支援給付金

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/488>

固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を含む令和2年度第二次補正予算が可決・成立しました。国会での審議を踏まえ、現在、制度の詳細を設計中です。申請開始は最速で6月下旬以降、給付は7月以降になる予定です。

新型コロナ対応休業支援金

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637670.pdf>

休業手当中に休業手当を受けることができなかった被保険者に対する新たな給付制度が実施される予定です。中小企業の雇用保険被保険者に対し、休業前賃金の80% (月額上限33万円) が休業実績に応じて支給される予定です。制度の詳細は設計中です。

新規

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の 上限額等の引上げ及び対象期間の延長

上限額等の引上げの概要： 適用対象は、令和2年4月1日以降に取得した休暇等

・ 助成金支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ **15,000円を支給上限**

・ 支援金支給額：就業できなかった日について1日当たり4,100円（定額） ⇒ **7,500円（定額）**

対象期間の延長： 対象となる休暇等の期限 令和2年6月30日まで ⇒ **令和2年9月30日まで**
申請期間 令和2年9月30日まで ⇒ **令和2年12月28日まで**

※雇用されている労働者向け

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639279.pdf>

※委託を受けて個人で仕事をする人向け

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639280.pdf>

新規

両立支援助成金 介護離職防止支援コース 「新型コロナウイルス感染症対応特例」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639647.pdf>

・ 新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主に支給されます。

新規

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇支援助成金

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639253.pdf>

・ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、
・ 労働者に周知し、
・ 当該休暇を合計して5日以上取得させた場合に、助成されます。

テレワーク関係の助成金：感染症の拡大防止・緊急時の事業継続対策としての テレワーク環境の整備に対しての助成

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京しごと財団）

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

⇒テレワーク導入を検討している都内の事業所にはお薦めです。申請受付期間：7月31日まで

働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html

⇒東京都以外の事業主も活用できます。

新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

東京都中小企業における危機管理対策促進事業 BCP実践促進助成金

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007857.html>

新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を含むBCPを実践するために必要な設備・物品の購入、設置に係る費用への助成について、助成率を引き上げます。

労働保険の年度更新期間の延長等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11401500/000628540.pdf>

⇒令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長することが決定しました。

「新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等を納付することが困難となった場合の労働保険料等の猶予制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf> 案内pdf

国民年金被保険者の方へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の免除制度

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金保険料の納付が困難となった場合の猶予制度」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

「事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200325.html>

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

6月16日時点

更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

・労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇等)から労働時間、安全衛生について等まで、コロナ関連で質問が出そうな内容を幅広くカバーしています。

新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）

6月16日時点

更新

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

・労働者の方から質問がありそうな休業手当や年次有給休暇、その他について掲載されています。⇒不定期に更新されていますので、参考にして下さい。

新型コロナウイルス感染症対策緊急融資：事業主対象 5月29日時点

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185236.html>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している区内事業者を対象にした、資金融資制度の案内です。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等でお悩みの方に対する緊急小口資金等の貸付（特例貸付）：個人対象

<https://www.setagayashakyo.or.jp/index.php?clD=3155>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世田谷区民の方を対象にした、緊急小口資金等の特例貸付の案内です。

中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

⇒東京都で実施している、新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員の方の生活の安定を図るための、実質無利子の融資の案内です

住宅確保給付金（就労支援と家賃助成）

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/004/d00131535.html>

⇒離職後2年以内の方で、住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。

労働保険料
社会保険料
について

労働者を
休ませる
場合等

融資関連

コールセンター一覧	総務省 特別定額給付金 ○連絡先 0120-260020 ○応対時間 9:00~18:30 持続化給付金事業 コールセンター ○連絡先 0120-115-570 ○応対時間8:30~17:00 (土日祝日含む毎日) 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ○連絡先 0120-60-3999 ○応対時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日) 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ○連絡先 0120-46-1999 ○ 応対時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日) 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター ○連絡先 03-5388-0567 ○応対時間 9:00~19:00 (土日祝日含む毎日) 東京都外国人新型コロナ生活相談センター 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安や生活への影響について、日本語を母国語としない外国人等からの相談窓口 ○連絡先 0120-296-004 ○応対時間 10:00~17:00 (土日祝日を除く。) 厚生年金保険料の納付猶予相談窓口 ○連絡先 0570-666-228 ○応対時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く。) 経営相談体制強化事業事務局 新型コロナウイルス感染症対策 電話経営相談窓口 ○連絡先 050-5371-9453 ○対応時間9:00-17:00 (土日祝日含む) 中小企業診断士による無料経営電話相談です。
新型コロナ感染症にかかる相談窓口	新型コロナコールセンター 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口(対応言語:英語、中国語、韓国語) ○連絡先 0570-550571 ○応対時間9:00~21:00 (土日祝日含む毎日) 世田谷保健所 ○連絡先 03-5432-1111 ○応対時間8:30~17:00 (土、日、祝日を除く) 東京都 新型コロナ患者相談センター ○連絡先 03-5320-4592 ○応対時間17:00~翌9:00 (土日休日は終日) 世田谷区 帰国者・接触者電話相談センター ○連絡先 03-5432-2910 ○応対時間8:30~17:15 (平日のみ)
世田谷区関連の窓口	世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンター ○連絡先 03-6730-9120 ○応対時間 9:00~17:00 (日祭日を除く) 世田谷区社会福祉協議会 緊急小口資金 事務局 ○連絡先 03-5429-2360 世田谷区社会福祉協議会 ぶらっとホーム世田谷 住居確保給付金 窓口 ○連絡先 03-5431-5355

